

奈良県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年五月十九日上品寺土地改良区の定款の変更を認可した。

令和四年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾